

最高裁秘書第3602号

令和3年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに分かる文書（平成18年度から平成21年度までのもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年4月23日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第30号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）